

令和7年

総務委員会会議録

とき 令和7年3月26日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年3月26日(水) 午前11時30分～午後0時07分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ
委員 石田 ちひろ 委員 須貝 行宏
委員 西本 たか子

欠席委員 委員 松本 ときひろ

出席説明員 堀越 副 区 長 久保田 企画 経営 部長
崎村 企画 課 長 加島 財政 課 長
長尾 施設 整備 課 長 横田 デジタル 推進 課 長
佐藤 経 理 課 長 吉野 税 務 課 長
(定額減税調整給付金担当課長兼務)
柏原 区 長 室 長 勝亦 総 務 課 長
(秘書担当課長兼務)
大澤 区 議 会 事 務 局 長 東野 福 祉 計 画 課 長

○午前11時30分開会

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてを予定してございます。

なお、松本委員から欠席の連絡を受けております。

それでは、本日も、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

(2) 第63号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更について

○こしば委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、取り上げる順番を入れ替えまして、(2)第63号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

本日、ご審査いただきます議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1件1億8,000万円以上の工事請負契約の変更につきまして提案させていただくものです。

資料は、2ページをご覧ください。

議案審査(2)第63号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更についてです。

本件は、令和6年第3回定例会で議決をいただきました八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約におきまして、地中障害物撤去工事等の追加に伴い、工期および契約金額の変更を提案するものです。

契約の相手方は、浅沼・東・加地建設共同企業体、代表者、株式会社浅沼組東京本店、常務執行役員本店長、中村大作氏です。

資料をおめくりいただきまして、3ページ、概要書です。6の変更概要をご覧ください。

地中障害物撤去工事および汚染土追加処分によりまして、契約金額3億4,400万円を4億689万5,000円とし、8億6,289万5,000円を増額するものです。

なお、当初の契約額に比べ約25.8%の増となるため、専決処分として報告できる議決を得た契約金額の5%以内の変更を超えるため、今回提案させていただくものです。

また、これに伴いまして、3の工期ですが、令和8年11月30日から令和9年3月31日に79日延長するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田(ち)委員

地中障害物が出たということだと思うのですが、この障害物は、大体どのようなものなのかと

ということと、汚染土というところで、汚染の調査をするのか、もう汚染されているということが分かったのか伺いたいと思います。

○長尾施設整備課長

まず、地中障害物の内容ですけれども、主にコンクリートがらになります。大きさが、大きいものですと2mを超えるようなコンクリートがらなども出てきている状況です。

また、汚染土につきましては、今回の工事に着手する前に事前調査はしておりました。昨年に準備工事に入っておまして、その段階で、土を掘って、掘った土の処分のために、再度、汚染がないかというところを確認した上で、土を受け入れてくれるところに報告するという手続が必要になっています。その中で、もともと事前の調査の段階では汚染がなかったとされていた範囲から汚染が確認されたという状況になっております。

○石田（ち）委員

分かりました。コンクリートがらが主だということは、ずっと埋まっていた、今回、増築することで掘ったら出てきたということなので、要は、学校の校庭になる前のものが出てきたということですね。以前は、どのようなものが出たりということと、それだけ埋まっているということが、建築上、正当なのかというか、それだけ埋めてしまっているというのは、正しいのかというか、そこら辺を教えてください。

○長尾施設整備課長

今回、増築棟の工事をする範囲が、もともとグラウンドとして使っていた範囲になっております。今回、地中障害物が出てきたところと、事前調査では確認できなかった汚染土が見つかったところも、もともとグラウンドで使っていた範囲になっております。なので、もともと何も建っていないところです。この場所自体が、八潮団地が建つ前、昭和40年頃に埋立てをした場所になっております。埋立てをして、実際の建物は昭和56年頃から昭和58年頃にかけて建てられたようです。その後、昭和58年にまち開きというか、入居がスタートしたというような経緯になっております。

これは推測なのですが、昭和40年頃に埋立てた際から建物が建っていない場所ですので、恐らく埋立てから状況は何も変わっていないというような場所です。

また、土壌調査、事前調査の中でも、地歴といまして、その土地がどういうふうに使われていたかという経緯を専門の業者のほうで確認はしてもらっているのですが、その中でもそういった経緯を確認しております。

○こしば委員長

ほかはございませんか。

○西本委員

汚染なのですけれども、どういう類いの汚染なのか。除去はどういう形で除去されるのかということ。その後処理に、除染をすればいいのかどうかみたいなことも教えてください。

それから、増額が8億円を超えているのです。これ、すごく大きいと思うのですけれども、これはやはりこのぐらいかかるものなのか、2mのコンクリートがらが出てくると、そのぐらいかかってしまうのかなと思うのですけれども、これはそういう状況だと、このぐらいかかるという認識でよろしいのか、どうでしょうか。

○長尾施設整備課長

まず、土壌の汚染の状況ですけれども、まず、グラウンドとして使っていた外の部分、こちらを土壌

調査の中で10m掛ける10mのメッシュで区分して、67エリアに分けて、地面から深さ50cmのところまでを対象として行っています。その中で、67か所のうち10か所からフッ素、1か所から六価クロム化合物が出てきています。いずれも基準値を少し上回る程度のものでして、人体へ直ちに影響が出るような基準値のものではないというところは確認しております。

あと、土の処分のお話ですけれども、今回、そういった基準値を少し超える汚染が確認された土については、最終処分場が城南島にありますので、そちらに埋立処分をする、建築敷地の中からは運び出して処分するという形になります。

あと、金額についてですけれども、今回、地中障害物が、何か所か試掘というか、試しに掘っている部分がありまして、深さ二、三m程度で掘ったところ、かなりの量のからが出てきています。恐らく全域にそういったコンクリートがらがあると見込まれます。このまま当初計画どおり工事をすると、建物自体を支える地盤は、深さ40mぐらいにあるという調査結果になっています。もともとの計画で、その建物を支えるための杭をトータルで85本、その地盤まで差して、その上に建物を建てるというような計画にしておりますので、その杭をきちんと設置できるように、杭の周りがある障害物を事前に撤去していく必要があることと、建物を配置するとき、地下に、地面より下の部分に基礎が出てきますので、その基礎を工事するためには、土を一定程度、深さが4mぐらいのところ、2mから4mぐらいまで掘らないといけません。ただ掘ってしまうと土が崩れてくるので、それを抑えるための山留めというものを外周部に施工します。その際にも、やはり地中障害物が邪魔にならないように、事前に除去した上で施工していくというところが出てきます。

最後は、汚染が確認された土については、もともとは一部と見込んでいたのですが、それを処分する量が、全部汚染土として適切に処分することが必要になってきますので、そういうところを適切に行った結果、この金額になってしまうということです。

○こしば委員長

ほかは。

○須貝委員

大変大がかりな土壌汚染を排除する、直さなければいけないということで、このように大がかりな工事になるとは思わなかったのですが、前に大崎の東急の、ちょうど電車が通っている付近で、やはり地中埋設物があって、そのときは、年代がどうか分からないのですが、埋設物があったときに、瑕疵担保責任といって、そのとき施工した業者が、その分は業者負担になったという話をそのときに聞いたのですが、今回、年数ももちろんたっているのは分かるのですが、こういうものは瑕疵担保責任にならないのでしょうか。全額区で負担するということになってしまうのでしょうか。

○長尾施設整備課長

今回の敷地がある埋立地については、昭和40年代に、当時、東京港の港湾計画が、当時というか、ずっと計画が改定され続けていますけれども、昭和31年に策定された東京港港湾計画に基づいて埋立てがされた場所であるというところのようです。

この港湾計画については、東京都、あと、今のUR、あとは協議会自体の中に、その埋立てエリアの周辺区も入った形で協議を重ねながら埋立てをしてきているという経緯もあるようです。

今、委員からお話があったような民地の売買された土地に対しての地中障害物ということですが、一般的には、契約の中で、特約で地中障害物の取扱いについて決められていれば、それに従ってということになると思うのですが、今回の場所についてで言いますと、当時、詳細にどういう形で引き受

けるという形になっていたかというところは確認できていないのですけれども、一定、区としても関わりながら、その埋立てについて、土地利用についてというところをしてきた経緯なども踏まえると、そこで費用を一定程度、埋立事業者のほうで持ってもらおうというのはなかなか難しいのかなと考えております。

○須貝委員

瑕疵担保責任というのは、遡ってできるように法律は改正されたと思うのですが、これだけの大がかりな工事になると、区でこれだけの金額を出してもやらなければいけないというのは、何か少し残念だとか、口惜しいとか、区民の方もなかなか納得がいかないと思うので、何かあるのかなと思ったのですが、そういうこともご検討されたということだと思いますので、これで話を終わります。

○大倉委員

今いろいろお話を聞かせていただいて、おおよそ分かったのですが、この8億6,000万円余の内訳はどのようになっているのか教えてください。

○長尾施設整備課長

金額の内訳ですけれども、大きくは、項目としては4つございまして、1つ目が地中障害物の撤去の中で、杭を打つことに関わる部分での地中障害物撤去というところなんです。そちらがおおよそ3億3,000万円程度。

土が崩れないように留める山留工事をするための地中障害物撤去というところで言いますと、2億7,000万円程度。

3つ目として、もともと汚染がない土だと見込んでいたものを、汚染がある土として適切に処分するというところで、こちらが2億4,000万円程度。

最後は、工期が延びますので、その分の経費などもかかってまいります。その部分で700万円程度というところになります。

○まつざわ委員

説明で分かりました。1つだけ、工期が延びるのですよね。工期が延びると、代表質問でも言ったのですけれども、結局、その会社は、例えば3か月で仕事を決めているわけですね。でも、こういうイレギュラーが起ると、結局、3か月延びるということは、その会社はさらに3か月やらなければいけない。でも、仕事はそこだけではないから、結局その次の仕事も見つけてくるわけですね。でも、やはりこうやってイレギュラーが起るのはどうしようもないことなのですけれども、起こってしまうと、その会社にとっては、もしかしたらストレスかもしれない。結局、次の仕事をキャンセルしなければいけなくなってしまう。だから、そういうことが起こってしまうと、結局、では、区の仕事はなかなか難しいなとなってしまうと、やはりこういう入札にしても、なかなかやってくれないということが起こってしまう部分がやはりすごくあると思います。本当に私も経験があるので、掘ってみないと分からないという事実は、本当によく分かっている、フッ素でも、民間が全部こうやってしっかり工事をしてくれるということは大変ありがたいのですけれども、そこら辺の業者へのフォローも、またしっかりとやっていただければと思います。要望です。

○新妻副委員長

説明ありがとうございました。

経費の8億円余の内訳で、これだけ費用がかかるということは確認ができましたが、少し金額が大きいというところは非常に感じています。責任の所在が、そもそも昭和31年頃から始まって、昭和

40年頃に埋立てられたということで、事業者に求められないとしても、東京都が関わっているという部分では、東京都への費用負担を求めることができないのかというところを確認させていただきたいのと、もう1つ、工期が延びるということで、一応、年度末の3月31日までという日程が出されていますが、ということは、この令和8年度内には開設ができなくなってしまうということでしょうか。そうすると、工期が延びることでの特別養護老人ホーム自体の開設はどれくらい延びていくのかというところが見えているのか教えていただきたいと思います。

○長尾施設整備課長

まず、今回の追加工事費用に関しての都への請求というところですが、先ほどもお伝えしたように、埋立事業に東京都が関わっていたことと同様に、ほかの事業主体として、今のURであるとか、あとは協議の中で品川区も直接関わっていたという背景もあります。

また、これは埋立てした後、その土地自体を、やはり50年間使ってきている経緯もあります。その経緯の詳細、埋立てをした後からどういうふうに使ってきたかというところの詳細を整理することも、現実的にはなかなか難しい側面もあると思いますので、ほかの主体に対して費用負担を求めていくということは、なかなか難しいと考えております。

施設の開設時期につきましては、今回、もともとの工期としまして、令和8年11月末に工事を終えるというところで設定していたものを、令和9年3月31日ということで、令和8年度末まで工期を延ばしております。資料では、延長79日と書いてありますが、土日等も含めて、4か月、工期を延ばしている状態ですので、もともと予定していた開設時期からは4か月ほど延びるというような見込みになっております。

○新妻副委員長

分かりました。ありがとうございます。

今、区内で工事をしている中で、こういうことが起こり得るところはあるのでしょうか。物価高騰でのインフレスライドでの上乗せはあったにせよ、今回、インフレスライドではない上乗せでしたので、今、品川区が抱えている工事の中で、こういうことが起こり得るところは、調査といいますか、何かそういうものはどうでしょうか。

○長尾施設整備課長

品川区で行っている工事の中で同様のことが起こる可能性があるかというところですが、今回の事例は、特殊な事例ではあると捉えております。もともと埋立地であること、また、建物を建てた履歴のない場所であって、今回、初めて土を掘ったということもありますので、ほかの工事でも毎回同じようなことが起こるかということについては、可能性としては低いのかなと。

また、どの工事に関しても、必ず事前に地質、地盤の調査を行いますので、その中で、今、地歴であったり、実際に土を部分的に掘ってみて、どういう状況なのかということも確認しております。

また、建物が実際に建っている場所を改築するということが割と多いので、ここまでの話が出てくるということも、少し想定はしづらいかなと思います。

ただ、今回の八潮の埋立地の中でこういうことがあったということを踏まえて、今後の事前調査の仕方であるとか、仮に想定外のことが出てきた場合に、どう迅速に対応するかといったところの工夫は検討しておきたいと考えております。

○須貝委員

すみません、もう1点だけ、これだけ大がかりというか、大量の埋設物があったということなのです

けれども、一般論として、建設会社は、やはり何か埋設物があるのではないかと、事前の調査を、どのような会社でも、かなり綿密にやるはずなのですよ。やっているとありますが、そこはやっていなかったのでしょうか。ほんの少しの場合だったら、気がつかないということはあると思うのですが。

それともう1点、それぞれコンクリートならば、土留めをするにしても何にしても、それぞれ砕けばいいわけですよ。一般的にコンクリートでも何でもやるのは、同時に重機で砕いて、そのまま搬出するだけなら、そんなに大がかりな工事にもならないのかなと、今、気がついたのですが、その2点だけ教えてください。

○長尾施設整備課長

今回の敷地においても事前に調査はしております。それは地盤の状況と、土壌汚染の有無というところについて行っております。

事前の調査の段階では、もう少し小規模なからであるとか、玉石などが出てくるという想定はしておりました。それを想定した上で工事の準備をしていたのですが、少し想定を上回る物が地下の深いところに、事前の土壌汚染の調査では50cmまで、ボーリング調査という土を掘ってやる調査については、敷地の中で5か所程度、一般的にその程度で十分なので、調査をして確認はしておりました。ただ、想定外のものが出てきたという状況です。

あと、工事の進め方というか、コンクリートを砕きながらというところのお話ですが、今回の委員のお話があったようなやり方でやろうとすると、まず、土を全部掘って、出てきたコンクリートを、その都度、砕いてというところになってしまいます。そうすると、もともと建物の基礎が入る浅い部分ですと、そういう形もとれるかと思うのですが、今回は深さが40mのところまで杭を打たないといけませんので、そういった方法がとれないというところなんです。

なので、コスト的にも、工期的にも、最も合理的なやり方として、今回、施工者と協議をして方法を決めているというような状況です。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第63号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更についてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

福祉計画課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

1 議案審査

(1) 第62号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

○こしば委員長

次に、(1)第62号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野税務課長

私から、第62号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

本案は、地方税法等の一部を改正されたことに伴いまして、品川区特別区税条例の一部を改正するものでございます。

今回、条例の改正内容について、概要と新旧対照表を資料としてお配りしております。概要に沿ってご説明させていただきます。

最初に、項番1の経緯についてです。

①令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化（マイナ免許証）に関する規定が整備されました。施行日は、令和7年3月24日になります。

次に、②令和6年6月7日に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が改正されたものになります。

次に、項番2、改正概要についてです。

①マイナ免許証運用開始に伴う文言修正では、品川区税条例第46条の2（身体障害者等に対する種別割の減免）において、軽自動車税（種別割）の減免申請をする際には、運転免許証の提示が必要となっております。

そのため、条文中に、通常の運転免許証のほか、特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証でも確認できること、マイナ免許証に関する免許情報の記録の内容と、その内容を確認する措置を追記します。

次に、②の番号法の改正に伴う項ずれについてです。

条例第46条（種別割の減免）において引用する番号法「第2条第15項」を「第2条第16項」に

改正いたします。

この項ずれですが、番号法におけるスマートフォンのみでのマイナンバーカードと同様に、本人確認ができる仕組みの経費が追加されたため、項ずれとなったものです。この項ずれ以外は当該条例の内容の変更はございません。

次に、項番3、施行期日についてです。

マイナ免許証の交付は公布の日、番号法の改正に伴う項ずれは令和7年4月1日になります。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

マイナンバーカードと運転免許証の一体化ということで、マイナ免許証、これはマイナ保険証と違って強制ではないといえますか、選択できるというところだと思うのですが、品川区内で免許証を持たれている方、そして、そのうちどれぐらいの方が、今、一体化されているのかということは、区では把握はできないものでしょうか。教えてください。

○吉野税務課長

今まさに始まったばかりですので、その数につきましては、まだ把握できておりません。

○石田（ち）委員

始まったばかりですけれども、確認できるようになったら、区では把握できるようになるのでしょうか。

○吉野税務課長

例えば、税務課のほうで、こういった種別割の申請に来られた場合には、その件数は把握できるかと思うのですが、全体の数となりますと、そこは把握できません。

○こしば委員長

ほかにございませんか。

○西本委員

私は運転免許がないので、便利になるのかどうか分からないのですが、このマイナ免許証をなくした場合に、申請を両方やらなければいけないとか、結構複雑だと聞いたのですが、それと、メリットがまだ不明瞭なところがあって、これからどんどん変わっていくのではないかという見方もあるのですが、これはやはりそういう形で変わっていく可能性もあるのですか。

○横田デジタル推進課長

まず、マイナ免許証のメリットでございますが、まず、オンライン講習が受講可能というところになります。パソコンですとかスマホでオンライン講習が受講可能になります。

また、住所変更等のワンストップサービスができるということで、これまで住所を変更したときに区役所と警察、どちらも行かなければいけなかったのが、片方で済むということになります。

あとは本籍のオンライン変更ということで、マイナポータルで本籍地の変更が可能になります。

あと、手数料に関しては一番安い。マイナ免許証のほうが安いという形になります。従来の免許証よりも750円安いです。

あとは、少し弱点といたしましては、委員おっしゃったとおりの紛失時の扱いということで、マイナ

ンバーカードと運転免許証双方を紛失したという扱いになってしまうので、まず、区役所に来てマイナンバーカードをつくっていただいて、そこからまた免許証を入れていただくような形になります。急ぎの場合で、すぐ運転したいという場合は、運転免許証を再発行してもらおうという手続になるのかなと思います。

今後、その辺りが改善されていくかというところは、今、警察のほうで検討しているところになります。

○西本委員

メリットもいろいろあるという話なのですが、これは区として、宣伝ではないですけども、こういうメリットがありますよみたいなことをやるのですか。区としては、国が決めたことだからと、あまり手を出さないのか、推進をしていくのか、どのような感じですか。

○横田デジタル推進課長

区としましては、中立的な立場にありまして、ただ、こういうことが始まりましたということは、先日、区のXで投稿させていただいております。

○須貝委員

これはこういうふうに変っていくので、利用できる人はしてもらって、しない人はしないでもいいのですが、窓口でお願いがあるのですが、10月頃になると問題はないそうですが、例えば、今、免許証を更新して、仮に10月前後ですか、その頃にマイナンバーカードの期限が来て有効期限が切れた場合に、一体化した場合、もう1回一体化の手続をしなければいけないという、そういうことがあって、結局、免許がそこで失効されてしまうわけですね。免許不携帯ということになるのですか。だから、改正されて、きちんと免許証と、それからマイナンバーカード、本当に一体になって、マイナンバーカードの期限が来ても、免許証のライセンスがそのまま維持されているような仕組みにきちんとなるまでは、窓口で、「お客様は、マイナンバーカードの期限が9月に切れてしまうから、それまでは一体にしないほうがいいですよ」という注意喚起をして差し上げないと、かわいそうだと思うのです。要は、免許証が失効してしまうわけだから、マイナンバーカードが切れてしまうと失効してしまう。でも、10月以降はそれがなくなるという話なので、そこら辺は何かご検討はされていますか。

○吉野税務課長

私どものほうに例えば申請に来られた場合などは、やはりその期限のところはきちんとご本人様にはお伝えしたいと思います。あと、関係の課とも、その辺のところは詰めていきたいと思っています。

○こしば委員長

ほか、ご発言はありますか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

マイナンバーカードと運転免許証の一体化そのものは、マイナンバーを推進するものであるのですが、今回の改正内容を見ますと、障害者が軽自動車税の減免を受ける際に不利益にならないようにということなので、それは必要だと思いますので、賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成します。

○こしば委員長

それでは、これより第62号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 委員長報告について

○こしば委員長

次に、予定表2、委員長報告についてでございますが、ただいまの議案審査の結果報告につきまして、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後0時07分閉会